

子ども・子育て会議について

国

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置（平成25年4月）

市町村

子ども・子育て支援法第72条第1項により、地方版子ども・子育て会議を設置

地方版子ども・子育て会議の役割

- ◇ 子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる飯山市内の教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ◇ 市町村子ども・子育て支援事業計画(※)の策定・変更に関し、意見を述べること
- ◇ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議すること

※ 5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画

市町村子ども・子育て支援事業計画の概要について

子ども・子育て支援事業計画のイメージ

- ◆ 区域設定
- ◆ 幼児期の学校教育・保育

量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）	確保の内容・実施時期
① 教育のみ(3-5歳) <1号> ② 保育の必要性あり(3-5歳) <2号> ③ 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>	① 認定こども園・幼稚園で確保 ② 認定こども園・保育所で確保 ③ 認定こども園・保育所・地域型保育事業で確保
⇔	
不足がある場合は整備 (〇年に〇人分)	

- ◆ 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）	確保の内容・実施時期
利用者支援 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 乳児家庭全戸訪問事業 ファミリーサポートセンター事業 延長保育事業 病児保育事業 放課後児童健全育成事業等	各施設・サービス等、事業ごとに確保
⇔	
不足がある場合は整備 (〇年に〇人分)	

- ◆ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- ◆ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携